2009年6月22日

各位

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

公正取引委員会からの排除措置命令について

弊社は、本日(2009 年 6 月 22 日)、公正取引委員会(以下 公取委)より、独占禁止法第 19 条(不公正な取引方法第 14 項〔優越的地位の濫用〕 第 4 号に該当)の規定に違反する行為を行っているとして、排除措置命令(以下 命令)を受けました。

なお、加盟店様との基本契約書の条項について、変更を求められているものでは ございません。

公取委の調査で焦点となった「見切り販売の取りやめ」につきましては、加盟店との契約書において"価格の決定権は加盟店オーナー様にある"ことが明記されております。このたび、公取委より、加盟店への経営相談サービスにあたり"行き過ぎがあった"とのご指摘をいただきました。弊社では排除措置命令を受けた事実、ご指摘をいただいたことにつきましては、真摯に受け止めております。

弊社は、昨年 10 月 30 日の公取委の調査開始以降、調査に全面的に協力するとともに、セブン-イレブンのフランチャイズ事業の本質、経営相談サービスの実態、その背景となる考え方、見切り販売の結果生じる一物二価に対して強い懸念を示す多くの加盟店オーナー様のご意見等について、弊社見解を公取委にご説明申し上げてまいりました。

本命令については、命令内容のさらなる精査の上、このような多くの加盟店オーナー 様等も含めた第3者の意見等も踏まえながら、慎重に検討したいと考えております。

弊社は、創業以来の理念である「既存中小小売店の近代化と活性化」「ネットワークシステムの高度化」「共存共栄」に基づき、一貫してお取引先様、そして多くのセブンーイレブン加盟店オーナー様とともに、補完し合いながら一体化した事業基盤を構築することで、お客様満足度向上を図ってまいりました。

昨今の世界そしてわが国における厳しい経済情勢等を背景に、加盟店様を取り巻く経営環境も従来とは異なり厳しさを増しております。これらを十分に認識し、加盟店オーナー様と一体となってこの厳しい経営環境を乗り越えるため、信頼関係をより一層強固にするとともに、加盟店オーナー様の満足度をさらに向上すべく、然るべき施策を展開してまいります。

また、食品廃棄につきましても大きな経営課題として捉えており、商品の需要予測の精度を高めることにより無駄なロスをいかに少なくするかを追求する一方、食品廃棄のリサイクル活動を推進する等、さらなる対策を実施してまいる所存です。

以上